

(公益社団法人大阪精神科診療所協会)
会員に関する規程

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人大阪精神科診療所協会（以下、「本協会」という。）の定款第3章の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会資格)

第2条 定款第5条に規定する正会員の入会資格は次のとおりとする。

- (1)大阪府内において精神科を標榜する診療所の管理者として届け出ている医師（以下「管理医師」という。）または、精神科医療において管理的立場にあり主たる診療を当該診療所で行っているもの
- (2)精神科を重点科目として診療に従事するものであり、精神科医師として、一定の経験、見識を備えているもの
- (3)当該診療所が医療法人以外の法人立である場合は、その理事長であること

2 定款第5条に規定する賛助会員の入会資格は次のとおりとする。

- (1)本協会の事業を賛助するために入会した個人または団体であること
- (2)精神科を重点科目として診療に従事するものであり、精神科医師として、一定の経験、見識を備えているもの

3 前項の個人の賛助会員は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1)管理医師が本協会会員である大阪府内に設立された診療所に所属する、精神科診療に従事する管理医師でない精神科医師であること
- (2)精神科関連機関に勤務する精神科医であって理事会において認められたもの
- (3)元正会員で現在診療に従事していないもの
- (4)その他理事会の認めたもの

(入会基準)

第3条 入会申込に対しては、次の各号に掲げる基準に従って、理事会において入会の可否を決定する。

- (1)本協会正会員1名以上の推薦があること。
- (2)過去に、この法人の名誉若しくは信用を棄損、又は目的に反する行為がないこと。

(入会手続)

第4条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

- 2 会員になろうとするものは、入会面談を受けなければならない。
- 3 前項の入会面談を担当するものは、理事のなかから2名以上で構成しなくてはならない。
- 4 入会面談を行ったものは、入会資格の適否を審査したうえで、その結果を理事会に答申する。
- 5 理事会は答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。

(入会)

第5条 前条の手続により理事会で入会を認められたものは、入会金の納入を以て会員資格を得る。

(入会金及び会費)

第6条 定款第7条の規定に基づき、会員は入会金および会費を納入しなければならない。

- 2 入会金は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1)正会員 30,000 円

(2)賛助会員 10,000 円

3 賛助会員が正会員に変更するときは、入会金の差額 20,000 円を納入するものとする。

4 会費は月額 5,000 円とする。

(会費の免除)

第 7 条 理事会は、次のいずれかに該当する会員については、第 6 条の規定にかかわらず、会費を免除するものとする。

(1)賛助会員のうち、正会員歴が 20 年以上であったもの

(2)名誉会員

(異動または変更)

第 8 条 会員が住所や所属など届け出た情報あるいは入会資格に変更があったときは、直ちにその旨を本協会に届け出なければならない。

(退会事由及び手続)

第 9 条 会員は、定款第 8 条の規定に基づき、所定の退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 定款第 10 条の規定により会員資格を喪失した場合、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は事由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(休会事由及び手続)

第 10 条 会員であって、病気その他の理由により 3 ヶ月以上休診する場合、休会届を会長に提出して理事会の議を経て休会とし、その間会費は免除される。

2 休会の期間は原則 1 年以内とする。

(改廃)

第 11 条 この規則の改廃は、総会の決議をもって行う。

附 則

この規則は、公益社団法人の移行登記を行った日から施行する。

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。